

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例（案）

【公表資料】

(ページ)

1. 概 要	1
2. 条例（案）	2
3. 施行規則（案）	10
4. 逐条解説	25

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例
(案) の概要

【改正目的】

空き地に係る雑草の除去に関して、条例の実効性の強化を図るため。

【対象地域】

市内全域において、宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、
現に人が使用していない土地

【対象物】

雑草の繁茂と枯れ草の密集

【対象案件】

雑草が繁茂又は枯れ草が密集し、それらが放置されていることにより次のいずれかの状態にある空き地

- ・ 人の健康を害し、又は害するおそれのある状態
- ・ 火災又は犯罪が発生するおそれのある状態
- ・ 上記2つのほか、良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態

【条例の効力】

- ・ 調査等の実施
- ・ 助言、指導、勧告、命令の実施
- ・ 命令に従わない場合の住所、氏名、命令内容等の公表
- ・ 行政代執行の実施

平成 年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例(案)

かすみがうら市環境美化に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第104号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第17条」に、「第14条・第15条」を「第18条・第19条」に、「第16条・第17条」を「第20条・第21条」に、「第18条・第19条」を「第22条・第23条」に、「第20条」を「第24条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「定義」を「意義」に改め、「当該各号」の前に「それぞれ」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 空き地 宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 危険状態 雑草が繁茂（枯れ草の密集を含む。）し、かつ、それらが放置されていることにより、空き地が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。
 - ア 人の健康を害し、又は害するおそれのある状態
 - イ 火災又は犯罪が発生するおそれのある状態
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態
- (3) 指定容器 金属製又はガラス製及びペットボトルの飲料用の包装容器
- (4) 資源化 一度使用した物を原材料とすること、又は再度使用できる状態に置くことをいう。

- (5) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者（勤務、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 容器に収納した飲料若しくは食べ物等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。
- (7) 占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。ただし、次号に掲げる空き地所有者等を除く。
- (8) 空き地所有者等 空き地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

第3条中「占有者等」の次に「及び空き地所有者等」を加える。

第11条から第13条までを次のように改める。

（空き地所有者等の責務）

第11条 空き地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する空き地が危険状態にならないよう適正にこれを管理しなければならない。

（空き地等の調査等）

第12条 市長は、前条の規定による適正な管理がなされていない空き地があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に当該空き地に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空き地所有者等への助言等）

第13条 市長は、前条の規定による調査により危険状態にあると認められる空き地の空き地所有者等に対し、当該空き地について適正な管理がなされるよう必要な助言又は指導をすることができる。

第20条を第24条とし、第19条中「及び占有者等」を「、占有者等及び空き地所有者等」に改め、同条を第23条とし、第14条から第18条までを4条ずつ繰り下げ、第18条の前に次の4条を加える。

(空き地所有者等への勧告)

第14条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置いていると認めるときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて当該空き地の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(空き地所有者等への命令)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた空き地所有者等がその勧告に従わないときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(空き地所有者等の公表)

第16条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地所有者等が、正当な理由なく、同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 前条の規定による命令に従わない空き地所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 前条の規定による命令の対象となる空き地の所在地
- (3) 前条の規定による命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた空き地所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(空き地所有者等の行政代執行)

第17条 市長は、第16条の規定による命令を受けた空き地所有者等がその命令に従わない場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら空き地所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該空き地所有者等から徴収することができる。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

かすみがうら市環境美化に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章 総則(第1条—第6条) 第2章 空き缶等の投げ捨て禁止及び指定容器の設置(第7条—第10条) 第3章 空き地の管理の適正化(第11条— 第13条) 第4章 環境美化の促進(第14条・第15条) 第5章 飼い犬のふん害防止(第16条・第17条) 第6章 雑則(第18条・第19条) 第7章 罰則(第20条) 附則	目次 第1章 総則(第1条—第6条) 第2章 空き缶等の投げ捨て禁止及び指定容器の設置(第7条—第10条) 第3章 空き地の管理の適正化(第11条— 第17条) 第4章 環境美化の促進(第18条・第19条) 第5章 飼い犬のふん害防止(第20条・第21条) 第6章 雑則(第22条・第23条) 第7章 罰則(第24条) 附則
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 定義 は、当該各号に定めるところによる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義 は、 それぞれ 当該各号に定めるところによる。

<p><u>(1) 空き地 市街化区域又はその他の区域において宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で現に、人が使用していない土地をいう。</u></p> <p><u>(2) 占有者等 土地又は建物の占有者及び管理者をいう。</u></p> <p><u>(3) 危険状態 雑草が繁茂(枯れ草の密集を含む。)し、環境衛生上、防火及び防犯上危険な状態を呈し、良好な環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態をいう。</u></p> <p><u>(4) 指定容器 金属製又はガラス製及びペットボトルの飲料用の包装容器</u></p> <p><u>(5) 資源化 一度使用した物を原材料とすること、又は再度使用できる状態に置くことをいう。</u></p> <p><u>(6) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者(勤務、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。</u></p> <p><u>(7) 事業者 容器に収納した飲料若しくは食べ物等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。</u></p>	<p><u>(1) 空き地 宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地をいう。</u></p> <p><u>(2) 危険状態 雑草が繁茂(枯れ草の密集を含む。)し、かつ、それらが放置されていることにより、空き地が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。</u> <u>ア 人の健康を害し、又は害するおそれのある状態</u> <u>イ 火災又は犯罪が発生するおそれのある状態</u> <u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態</u></p> <p><u>(3) 指定容器 金属製又はガラス製及びペットボトルの飲料用の包装容器</u></p> <p><u>(4) 資源化 一度使用した物を原材料とすること、又は再度使用できる状態に置くことをいう。</u></p> <p><u>(5) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者(勤務、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。</u></p> <p><u>(6) 事業者 容器に収納した飲料若しくは食べ物等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。</u></p> <p><u>(7) 占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。ただし、次号に掲げる空き地所有者等を除く。</u></p> <p><u>(8) 空き地所有者等 空き地を所有</u></p>
--	--

<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、市民等、事業者、占有者等に対して、必要な協力の要請を行うものとする。</p> <p>2 市長は、市民等、事業者、占有者等に対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上を図る等、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>し、占有し、又は管理する者をいう。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、市民等、事業者、占有者等 <u>及び空き地所有者等</u> に対して、必要な協力の要請を行うものとする。</p> <p>2 市長は、市民等、事業者、占有者等 <u>及び空き地所有者等</u> に対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上を図る等、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><u>(空き地の占有者等の責務)</u></p> <p><u>第11条 空き地の占有者等は、良好な環境を保全するため、当該空き地等について危険状態にならないよう、常に適正な管理に努めなければならない。</u></p>	<p><u>(空き地所有者等の責務)</u></p> <p><u>第11条 空き地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する空き地が危険状態にならないよう適正にこれを管理しなければならない。</u></p>
<p><u>(空き地等の占有者等への指導・助言)</u></p> <p><u>第12条 市長は、占有者等のある空き地が雑草の繁茂等により、危険な状態若しくは想定される場合は必要な指導又は助言をする。</u></p>	<p><u>(空き地等の調査等)</u></p> <p><u>第12条 市長は、前条の規定による適正な管理がなされていない空き地があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に当該空き地に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p>
<p><u>(空き地の占有者等への命令)</u></p> <p><u>第13条 市長は、当該空き地の占有者に対し、防災上の危険排除の見地から</u></p>	<p><u>(空き地所有者等への助言等)</u></p> <p><u>第13条 市長は、前条の規定による調査により危険状態にあると認める空</u></p>

<p><u>必要な措置を講じることを命令することができる。</u></p>	<p><u>き地の空き地所有者等に対し、当該空き地について適正な管理がなされるよう必要な助言又は指導をすることができる。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への勧告)</u> <u>第 14 条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置いていると認めるときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて当該空き地の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への命令)</u> <u>第 15 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた空き地所有者等がその勧告に従わないときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等の公表)</u> <u>第 16 条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地所有者等が、正当な理由なく、同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</u> <u>(1) 前条の規定による命令に従わない空き地所有者等の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u> <u>(2) 前条の規定による命令の対象となる空き地の所在地</u> <u>(3) 前条の規定による命令の内容</u> <u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> <u>2 市長は、前項の規定により公表をし</u></p>

	<p><u>ようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた空き地所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等の行政代執行)</u> 第 17 条 市長は、第 15 条の規定による命令を受けた空き地所有者等がその命令に従わない場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)に定めるところにより、自ら空き地所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該空き地所有者等から徴収することができる。</p>
第 14～第 18 条 (略)	第 18 条～第 22 条 (略)
(適用上の注意) 第 19 条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者 <u>及び占有者等</u> の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。	(適用上の注意) 第 23 条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者、 <u>占有者等及び空き地所有者等</u> の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。
第 20 条 (略)	第 24 条 (略)
	<p>附 則 <u>この条例は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>

平成 年かすみがうら市規則第 号

かすみがうら市環境美化に関する条例施行規則の一部を改正する
規則（案）

かすみがうら市環境美化に関する条例施行規則（平成 17 年かすみが
うら市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（空き地の調査員証）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、立入調査員
証（様式第 5 号）のとおりとする。

第 7 条を第 15 条とし、第 6 条中「第 14 条」を「第 18 条」に改め、
同条を第 14 条とし、同条の前に次の 8 条を加える。

（空き地所有者等への助言等）

第 6 条 条例第 13 条の規定による助言及び指導は、助言（指導）書（様
式第 6 号）により行うものとする。

（空き地所有者等への勧告）

第 7 条 条例第 14 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 7 号）によ
り行うものとする。

（空き地所有者等への命令）

第 8 条 条例第 15 条の規定による命令は、措置命令書（様式第 8 号）
により行うものとする。

（空き地所有者等の公表）

第 9 条 条例第 16 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法によ
り行うものとする。

- (1) かすみがうら市公告式条例（平成17年かすみがうら市条例第3号）に定める掲示場に掲示する方法
 - (2) 市ホームページに掲載する方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書（様式第9号）により、条例第15条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

（空き地所有者等への意見を述べる機会の付与）

- 第10条 条例第16条2項の規定による空き地所有者等への意見を述べる機会は、意見書（様式第10号）により行うものとする。
- 2 市長は、意見書の提出期限までに相当な期間において、意見陳述の機会付与通知書（様式第11号）により、条例第15条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

（空き地所有者等への戒告）

- 第11条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

（空き地所有者等への代執行令書）

- 第12条 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の様式は、様式第13号によるものとする。

（執行責任者）

- 第13条 行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票の様式は、様式第14号によるものとする。
- 2 執行責任者は、環境保全担当課長をもってこれに充てる。
- 様式第5号を次のように改める。

表

	立入調査員証	
	第 号	
写真貼付	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の者は空き地の立入調査に従事する職員であることを証する。	
	年 月 日	
	かすみがうら市長	印

裏

注 意 事 項	
<p>1 本証は、空き地の立入調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>	

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



助言（指導）書

下記の空き地について、かすみがうら市環境美化に関する条例第13条の規定により下記のとおり助言（指導）します。

なお、この助言（指導）に従わないときは、かすみがうら市環境美化に関する条例第14条の規定により、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

記

- 1 助言（指導）の対象となる空き地
- 2 助言（指導）の内容
- 3 助言（指導）の理由

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



勧告書

下記の空き地について、かすみがうら市環境美化に関する条例第14条の規定により下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、かすみがうら市環境美化に関する条例第15条の規定により、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

記

- 1 勧告の対象となる空き地
- 2 勧告の内容
- 3 履行期限
- 4 勧告の理由

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



措置命令書

下記の空き地について、かすみがうら市環境美化に関する条例第 1 5 条の規定により下記のとおり命令します。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないときは、かすみがうら市環境美化に関する条例第 1 6 条の規定により、空き地の所有者等の住所及び氏名、所在地、命令の内容等を公表することがあります。

記

- 1 措置命令の対象となる空き地
- 2 措置命令の内容
- 3 履行期限
- 4 措置命令の理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日(1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日(1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第9条関係）

号
年 月 日

様

かすみがうら市長



公表通知書

年 月 日付け 第 号により命令した事案に関し、
かすみがうら市環境美化に関する条例第16条第1項の規定により公表
することとしましたので、かすみがうら市環境美化に関する条例施行規
則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 公表の内容
- 2 公表の理由
- 3 公表の方法
- 4 公表の期間

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住 所
氏 名 ㊟

意見書

かすみがうら市環境美化に関する条例第16条第2項の規定により下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 意見を述べる対象となる空き地
- 2 意見
- 3 証拠書類等の有無

※証拠書類等を提出する場合は添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



意見陳述の機会付与通知書

年 月 日付け 第 号により命令した事案に関し、
正当な理由なく当該命令に従っていません。

このため、下記の件について、かすみがうら市環境美化に関する条例
第 1 6 条第 2 項の規定による意見陳述の機会を付与しますので、かすみ
がうら市環境美化に関する条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により通
知します。

記

- 1 公表しようとする内容
- 2 公表の原因となる事実
- 3 意見書の提出先
- 4 意見書の提出期限

様式第12号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



戒告書

下記の空き地について、 年 月 日付け 第 号により、命令しましたが、命令に従っていません。

このため、行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）第3条第1項の規定により、下記の履行期限までに下記命令の内容の措置を講ずるよう戒告します。

なお、履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法第2条の規定により代執行を実施し、その費用をあなたから徴収します。

記

- 1 命令の対象となる空き地
- 2 命令の内容
- 3 履行期限

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



代執行令書

下記の空き地について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう戒告をしましたが、命令に従った措置が講じられていません。

このため、下記のとおり代執行を実施しますので、行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 代執行の対象となる空き地
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の日時
- 4 代執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

表

	執行責任者証	
	第 号	
写真貼付	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の職員は空き地に係る措置の代執行の責任者であることを証する。	
	年 月 日	
	かすみがうら市長	印

裏

注 意 事 項
1 本証は、空き地に係る措置の代執行を執行する際に、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

かすみがうら市環境美化に関する条例施行規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(命令書)</u> <u>第 5 条 条例第 13 条の規定により行う命令は様式第 5 号によるものとする。</u></p>	<p><u>(空き地の調査員証)</u> <u>第 5 条 条例第 12 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、立入調査員証(様式第 5 号)のとおりとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への助言等)</u> <u>第 6 条 条例第 13 条の規定による助言及び指導は、助言(指導)書(様式第 6 号)により行うものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への勧告)</u> <u>第 7 条 条例第 14 条の規定による勧告は、勧告書(様式第 7 号)により行うものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への命令)</u> <u>第 8 条 条例第 15 条の規定による命令は、措置命令書(様式第 8 号)により行うものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等の公表)</u> <u>第 9 条 条例第 16 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。</u> <u>(1) かすみがうら市公告式条例(平成 17 年かすみがうら市条例第 3 号)に定める掲示場に掲示する方法</u> <u>(2) 市ホームページに掲載する方法</u> <u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法</u> <u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(様式第 9 号)により、条例第 15 条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への意見を述べる機</u></p>

	<p><u>会の付与)</u></p> <p><u>第 10 条 条例第 16 条 2 項の規定による</u> <u>空き地所有者等への意見を述べる機</u> <u>会は、意見書(様式第 10 号)により行</u> <u>うものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、意見書の提出期限までに相</u> <u>当な期間をおいて、意見陳述の機会付</u> <u>与通知書(様式第 11 号)により、条例</u> <u>第 15 条の規定による命令を受けた者</u> <u>に通知するものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への戒告)</u></p> <p><u>第 11 条 行政代執行法(昭和 23 年法律</u> <u>第 43 号)第 3 条第 1 項の規定による戒</u> <u>告は、戒告書(様式第 12 号)により行</u> <u>うものとする。</u></p>
	<p><u>(空き地所有者等への代執行令書)</u></p> <p><u>第 12 条 行政代執行法第 3 条第 2 項に</u> <u>規定する代執行令書の様式は、様式第</u> <u>13 号によるものとする。</u></p>
	<p><u>(執行責任者)</u></p> <p><u>第 13 条 行政代執行法第 4 条に規定す</u> <u>る執行責任者たる本人であることを</u> <u>示すべき証票の様式は、様式第 14 号</u> <u>によるものとする。</u></p> <p><u>2 執行責任者は、環境保全担当課長を</u> <u>もってこれに充てる。</u></p>
<p>(環境美化促進重点地域)</p> <p><u>第 6 条 条例第 14 条</u>第 1 項の規定による環境美化促進重点地域(以下「重点地域」という。)は、市長が別に定める。</p> <p>2 条例<u>第 14 条</u>第 2 項の規定による告示は、重点地域の区域及び指定年月日について行うものとする。</p>	<p>(環境美化促進重点地域)</p> <p><u>第 14 条 条例第 18 条</u>第 1 項の規定による環境美化促進重点地域(以下「重点地域」という。)は、市長が別に定める。</p> <p>2 条例<u>第 18 条</u>第 2 項の規定による告示は、重点地域の区域及び指定年月日について行うものとする。</p>
<u>第 7 条</u> (略)	<u>第 15 条</u> (略)
様式第 1 号～様式第 4 号	様式第 1 号～様式第 4 号

<u>様式第 5 号</u>	<u>様式第 5 号</u>
	<u>様式第 6 号～様式第 14 号</u>
	<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>

【改正前】

様式第 5 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



雑 草 等 除 去 命 令 書

下記雑草地は火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ清潔な生活環境を保持する上で好ましくないので、 年 月 日までに雑草の除去をされたい。

以上かすみがうら市環境美化に関する条例第 13 条の規定により命令します。

記

所在地 茨城県かすみがうら市 番地

茨城県かすみがうら市 番地

茨城県かすみがうら市 番地

かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例 逐条解説

条 文	解 説
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き地 宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地をいう。</p> <p>(2) 危険状態 雑草が繁茂(枯れ草の密集を含む。)し、かつ、それらが放置されていることにより、空き地が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。</p> <p>ア 人の健康を害し、又は害するおそれのある状態</p> <p>イ 火災又は犯罪が発生するおそれのある状態</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態</p> <p>(8) 空き地所有者等 空き地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</p>	<p>1 この条例で使われている用語のうち、明確にしておかなければならない用語について定義づけをしています。</p> <p>(1) 「空き地」とは、宅地化された地区での建造物等の所在地周辺で、現に人が使用していない土地をいいます。</p> <p>(2) 「危険状態」とは、空き地において、雑草が繁茂又は枯れ草が密集し、さらに、それらが放置されていることにより次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>ア 人の健康を害し、又は害するおそれのある状態</p> <p>イ 火災又は犯罪が発生するおそれのある状態</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある状態</p> <p>(8) 「空き地所有者等」とは、空き地の所有者、占有者、管理者などをいいます。</p>
<p>(空き地所有者等の責務)</p> <p>第11条 空き地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する空き地が危険状態にならないよう適正にこれを管理しなければならない。</p>	<p>1 空き地所有者等は、当該空き地が危険状態にならないよう管理する義務と責任がある旨を規定しています。</p>
<p>(空き地等の調査等)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定による適正な管理がなされていない空き地があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に当該空き地に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</p>	<p>1 適正な管理がなされていないと認めるときは、その空き地や空き地所有者等に関する調査等を行うことができる旨を規定しています。</p> <p>2 立入調査は、関係者に身分証明書を提示して実施する旨を規定しています。</p>

<p>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	
<p>(空き地所有者等への助言等)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による調査により危険状態にあると認める空き地の空き地所有者等に対し、当該空き地について適正な管理がなされるよう必要な助言又は指導をすることができる。</p>	<p>1 調査により、空き地が危険状態であると認められるときには、空き地所有者等に対し、空き地の管理に必要な措置について、市が助言又は指導することができる旨を規定しています。</p>
<p>(空き地所有者等への勧告)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置いていると認めるときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて当該空き地の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p>	<p>1 助言又は指導を行ったにもかかわらず、危険状態が継続していると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる旨を規定しています。</p> <p>2 勧告は、勧告書により行います。</p>
<p>(空き地所有者等への命令)</p> <p>第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた空き地所有者等がその勧告に従わないときは、当該空き地所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。</p>	<p>1 空き地所有者等が勧告に応じないとき、又は措置を講じたが継続して危険状態であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる旨を規定しています。</p> <p>2 命令は、措置命令書により行います。</p>
<p>(空き地所有者等の公表)</p> <p>第16条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地所有者等が、正当な理由なく、同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による命令に従わない空き地所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務</p>	<p>1 命令を行ったにもかかわらず、当該空き地所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、「命令に従わない者の住所、氏名、対象とする空き地の所在地、命令の内容等」を公表することができる旨を規定しています。</p> <p>2 公表の方法は、市役所掲示場等への掲示及び市ホームページへの掲</p>

<p>所の所在地)</p> <p>(2) 前条の規定による命令の対象となる空き地の所在地</p> <p>(3) 前条の規定による命令の内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた空き地所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。</p>	<p>載その他の方法により、公表することとしています。</p> <p>3 公表しようとするときは、当該公表に係る空き地所有者等に公表に係る通知書を送付し、意見を述べる機会を与え、公表に関する意見書を提出し、意見を述べることができる旨を規定しています。</p>
<p>(空き地所有者等の行政代執行)</p> <p>第17条 市長は、第15条の規定による命令を受けた空き地所有者等がその命令に従わない場合において、空き地所有者等がなお当該空き地を危険状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより、自ら空き地所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該空き地所有者等から徴収することができる。</p>	<p>1 措置命令を受けた者が、必要な措置を講ぜず、なお当該空き地を危険状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、代執行できる旨を規定しています。</p> <p>2 代執行の実施にあたっては、戒告書、代執行令書を送付します。</p>